

第17回

トラック輸送における取引環境・労働時間改善栃木県地方協議会

栃木労働局 資料

トラックドライバーの時間外労働の上限規制

R 6年3月31日まで

上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし



R 6年4月1日以降

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている

トラックドライバーの時間外労働の上限規制

法律による上限

特別条項 (例外)

年960時間

法律による上限

限度時間 (原則)

- ✓ 月45時間
- ✓ 年360時間

法定労働時間

- ✓ 1週40時間
- ✓ 1日8時間

時間外労働

1年間 (12か月)

(参考) 一般の業種の時間外労働の上限規制

(原則)
法律による上限
✓ 月45時間
✓ 年360時間

(例外)
法律による上限
(年6か月まで)

- ✓ 年720時間
- ✓ 複数月平均80時間*
- ✓ 月100時間未満*

* 休日労働を含む

限度時間
法定労働時間

特別条項

1年間 (12か月)

トラックドライバーに適用される「改善基準告示」の主な内容



2024年3月31日まで

2024年4月1日以降

1年、1か月の
拘束時間

1年 **3,516**時間以内
1か月 **293**時間以内
労使協定により、年6か月まで
320時間まで延長可

1年 原則：**3,300**時間以内 例外（※1）：**3,400**時間以内
1か月 原則：**284**時間以内 例外（※1）：**310**時間以内（年6か月まで）

1日の
拘束時間

原則：**13**時間以内
上限16時間、
15時間超は週2回以内

原則：**13**時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安）
例外：宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、16時間まで延長可（週2回まで）

1日の
休息期間

継続**8**時間以上

原則：**継続11時間与えるよう努めることを基本とし、
9時間を下回らない**
例外：宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで）
休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

運転時間

2日平均1日当たり
9時間以内
2週平均1週当たり
44時間以内

2日平均1日当たり **9**時間以内
2週平均1週当たり **44**時間以内

連続
運転時間

4時間以内
運転の中断は、
1回連続10分以上、
合計30分以上

4時間以内
運転の中断時には、原則として休憩を与える
（1回**おおむね**連続10分以上、合計30分以上）
例外：
**SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、
4時間30分まで延長可**

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）

- ① 284時間超は連続3か月まで。
- ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

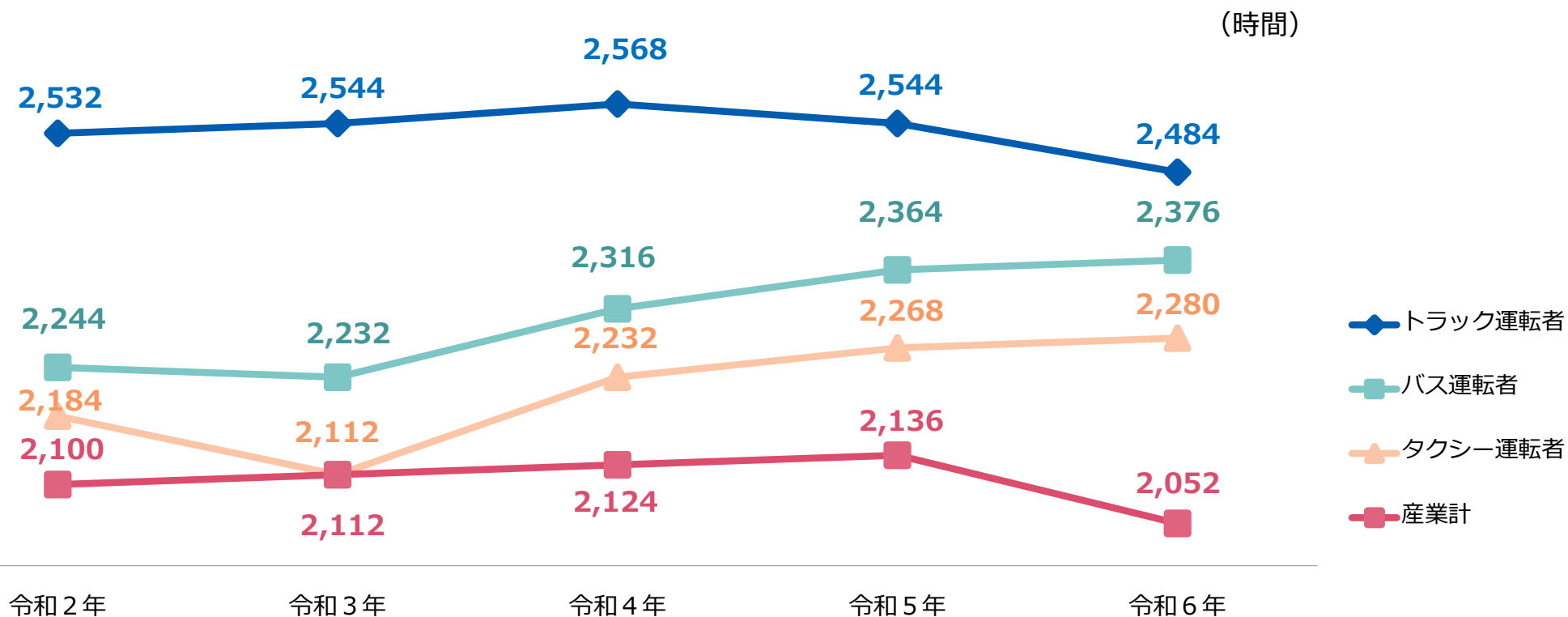
他にも特例等について定めあり。
詳細はパンフレットを参照。



自動車運転者に係る労働時間の推移

- 自動車運転者は、依然として長時間・過重労働が課題となっている。
- 令和6年における年間の総労働時間数は、産業計と比較し、トラック運転者（※）は432時間、バス運転者は324時間、タクシー運転者は228時間多く、長時間労働の実態にある。

自動車運転者の年間の総労働時間数の推移



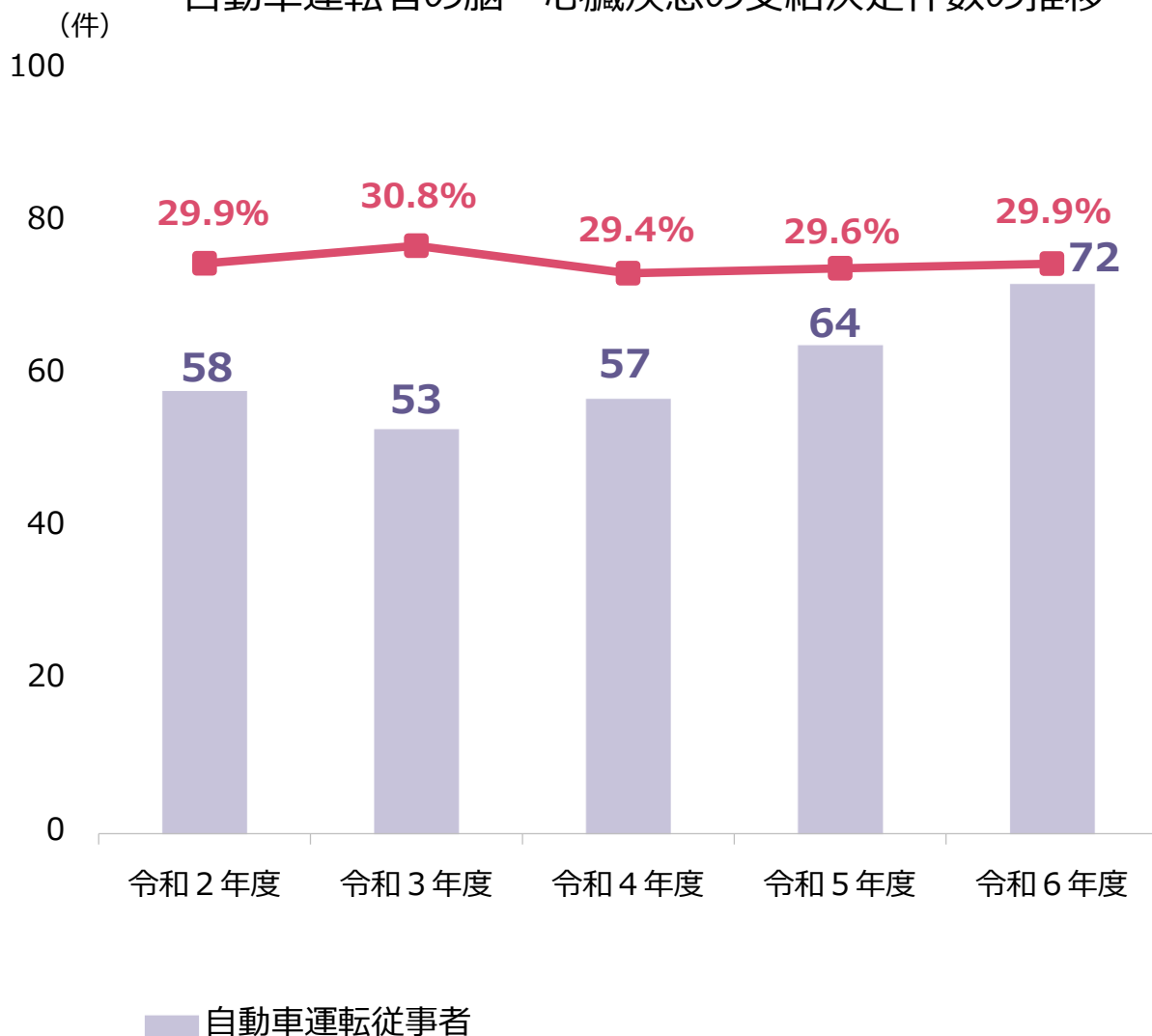
(※) トラック運転者の労働時間数は、営業用大型貨物自動車運転者の労働時間数を表したものの。

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

自動車運転者に係る脳・心臓疾患の労災支給決定状況

- 自動車運転者の脳・心臓疾患の労災支給決定件数は高い水準（令和6年度は72件）にあり、直近では全職種（同241件）の約3割を占めている。

自動車運転者の脳・心臓疾患の支給決定件数の推移

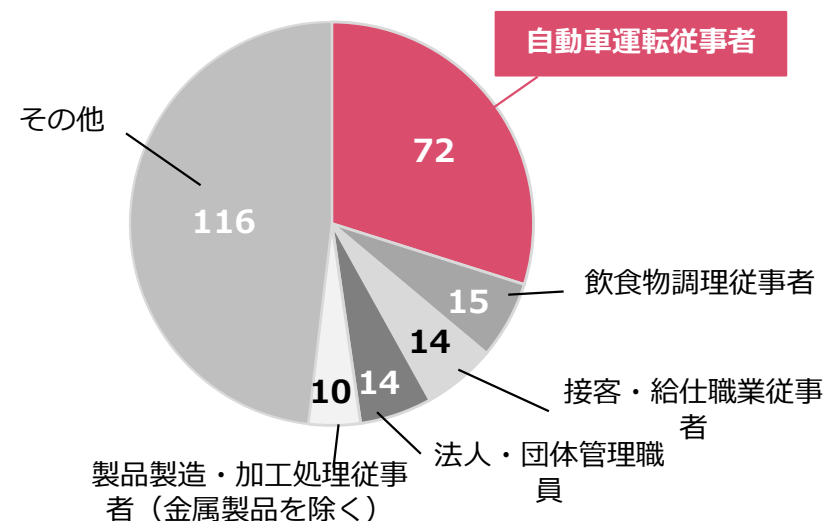


常用雇用者 5,514万3,895人

- ・道路貨物運送業に従事 161万1,454人 (2.92%)
- ・道路旅客運送業に従事 44万3,169人 (0.8%)

※ 数値は、総務省統計局「経済センサス-活動調査」（令和3年）の調査票情報を独自集計したもの。

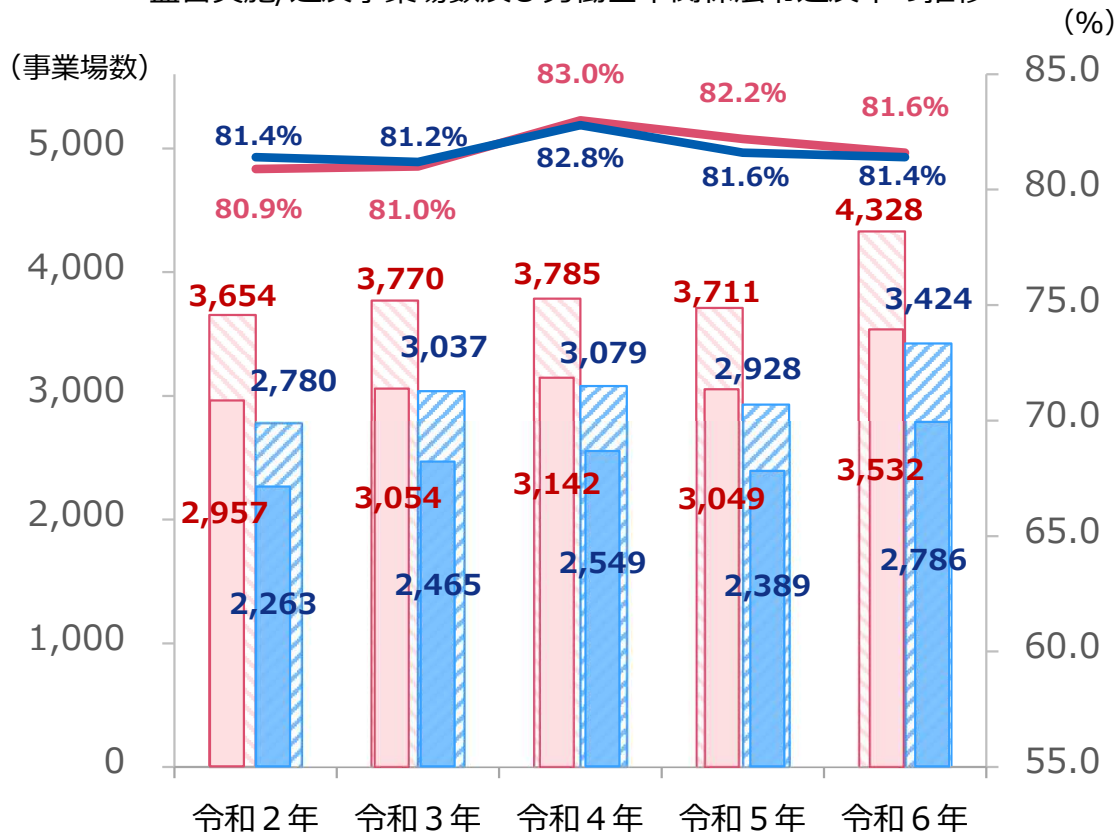
脳・心臓疾患支給決定件数
(令和6年度・職種別)



自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導の状況

- 自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令の違反率（81.6%）は、全業種（70.1%）と比べて高い状況にある。
- 令和6年に監督指導を行った4,328事業場（トラック：3,424事業場、バス：249事業場、ハイヤー・タクシー：319事業場、その他：336事業場）のうち、81.6%に当たる3,532事業場において、労働基準関係法令違反が認められ、概ね同水準で推移している。

監督実施/違反事業場数及び労働基準関係法令違反率の推移

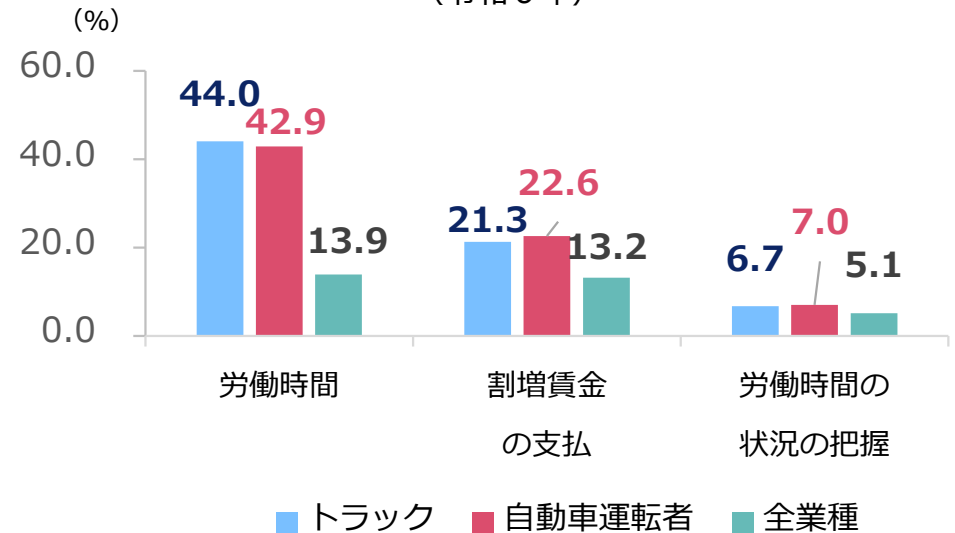


- 監督実施/違反事業場数【自動車運転者】
- 監督実施/違反事業場数【トラック】
- 労働基準関係法令違反率【自動車運転者】
- 労働基準関係法令違反率【トラック】

令和6年労働基準関係法令違反事業場数（違反率）

トラック	2,786事業場（81.4%）
バス	193事業場（77.5%）
ハイヤー・タクシー	279事業場（87.5%）

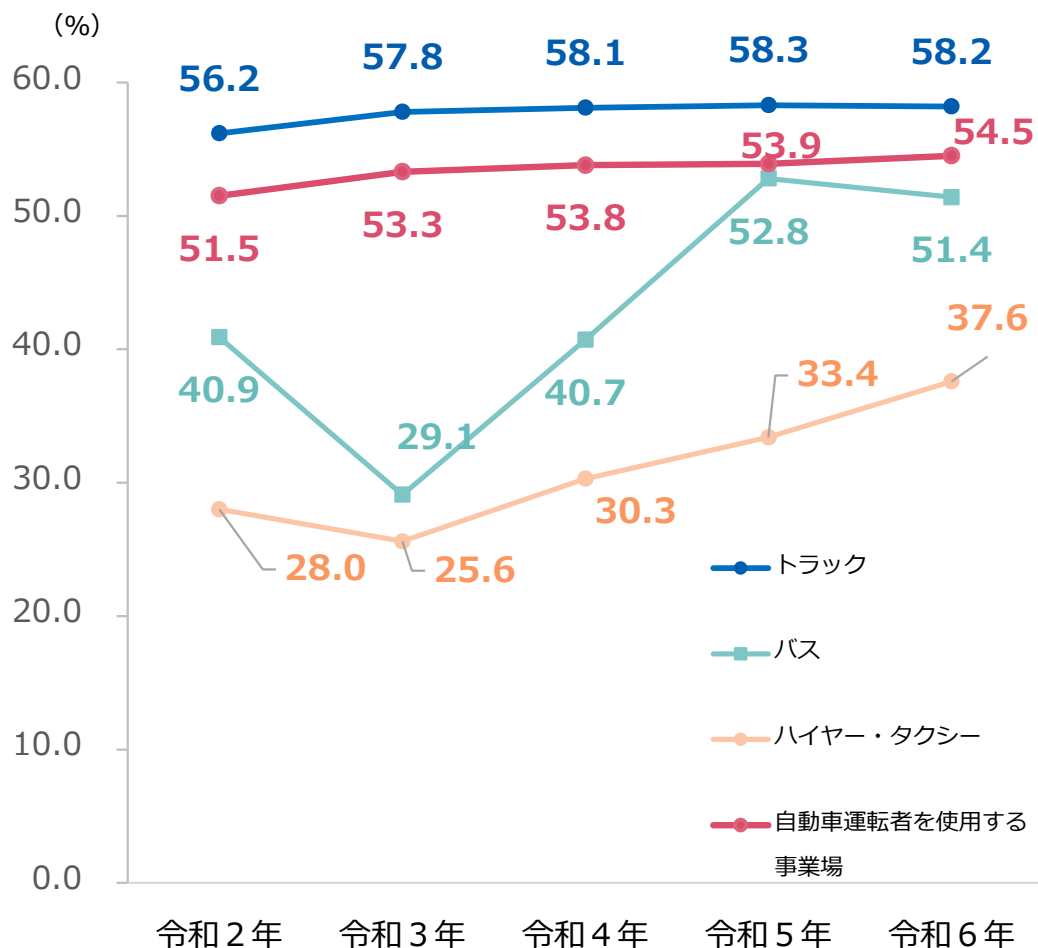
労働基準関係法令の主な違反事項の違反率（令和6年）



自動車運転者を使用する事業場に係る改善基準告示違反の状況

- 令和6年に監督指導を行った自動車運転者を使用する事業場のうち、54.5%に当たる2,360事業場（トラック：1,994事業場、バス：128事業場、ハイヤー・タクシー：120事業場、その他：118事業場）において、改善基準告示（※）違反が認められた。
（※）…自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）

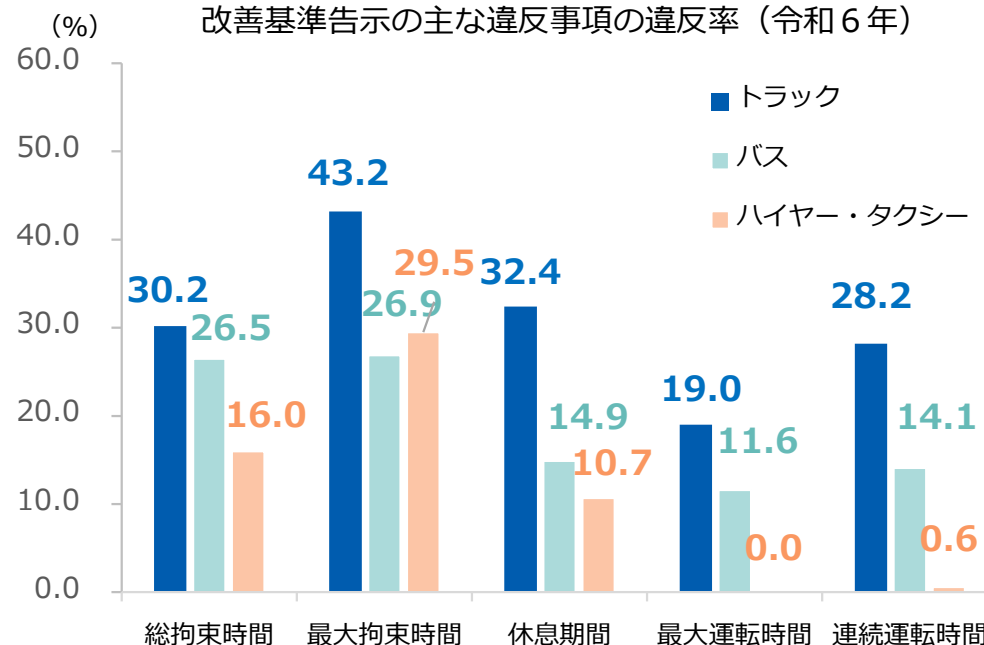
改善基準告示の違反率の推移



令和6年改善基準告示違反事業場数（違反率）

トラック	1,994事業場 (58.2%)
バス	128事業場 (51.4%)
ハイヤー・タクシー	120事業場 (37.6%)

改善基準告示の主な違反事項の違反率（令和6年）



（※）総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務との間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

労働基準監督署における指導事例

- 労働基準監督署では、法令違反が疑われるトラック事業者に対し監督指導を実施し、トラック運転者の労働条件の確保に取り組んでいる。
- 改正後の改善基準告示に関して、指導を行った事例は以下のとおり。

労基署の指導等

- 長距離輸送を行っているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大128時間）が認められたため、是正勧告した。
- 改善基準告示に関し、①1月の拘束時間が310時間を超えていること、②勤務終了後、休息期間が継続8時間を下回っていること、③1日の最大拘束時間（16時間）を超えていること、④連続運転時間が4時間を超えていることが認められたため、是正勧告した。
- 荷役作業時間について、デジタルタコグラフに「休憩」として記録し、労働時間を適正に把握していなかったため、休憩時間の考え方を説明の上、乗務記録を点検し、必要な補正を行うとともに、正確な労働時間を把握することについて指導した。

会社の対応

- 週6日勤務が常態となっていたが、勤務日数を週5日を基本として、休日を確保するとともに、改善基準告示を遵守するため、拘束時間等を日々運行管理者が管理表により点検を行うこととした。あわせて36協定の特別条項の発動手続について、書面（協議書）により事前に行うこととした。
- デジタルタコグラフを適正に入力するよう運転者を指導し、運転者から運転日報が提出された際に、運行管理者等が休憩時間や積み卸しの記録状況を点検することとした。
- ➔ 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、1月の拘束時間が協定時間以内（250時間以内）になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

トラックドライバーの働き方改革の推進に向けた厚労省における主な取組

- 厚生労働省においては、以下の取組により、取引慣行の改善に向けて、荷主に協力を得るための取組を進めながら、働き方改革に取り組むトラック事業者への支援を行っている。

取引慣行の改善に向けた取組

- 労働基準監督署による荷主への要請
- トラック・物流Gメンへの協力
- 国土交通省と連携した周知広報

トラック事業者を支援する取組

- 働き方改革推進支援助成金による支援
- 働き方改革推進支援センターによる支援

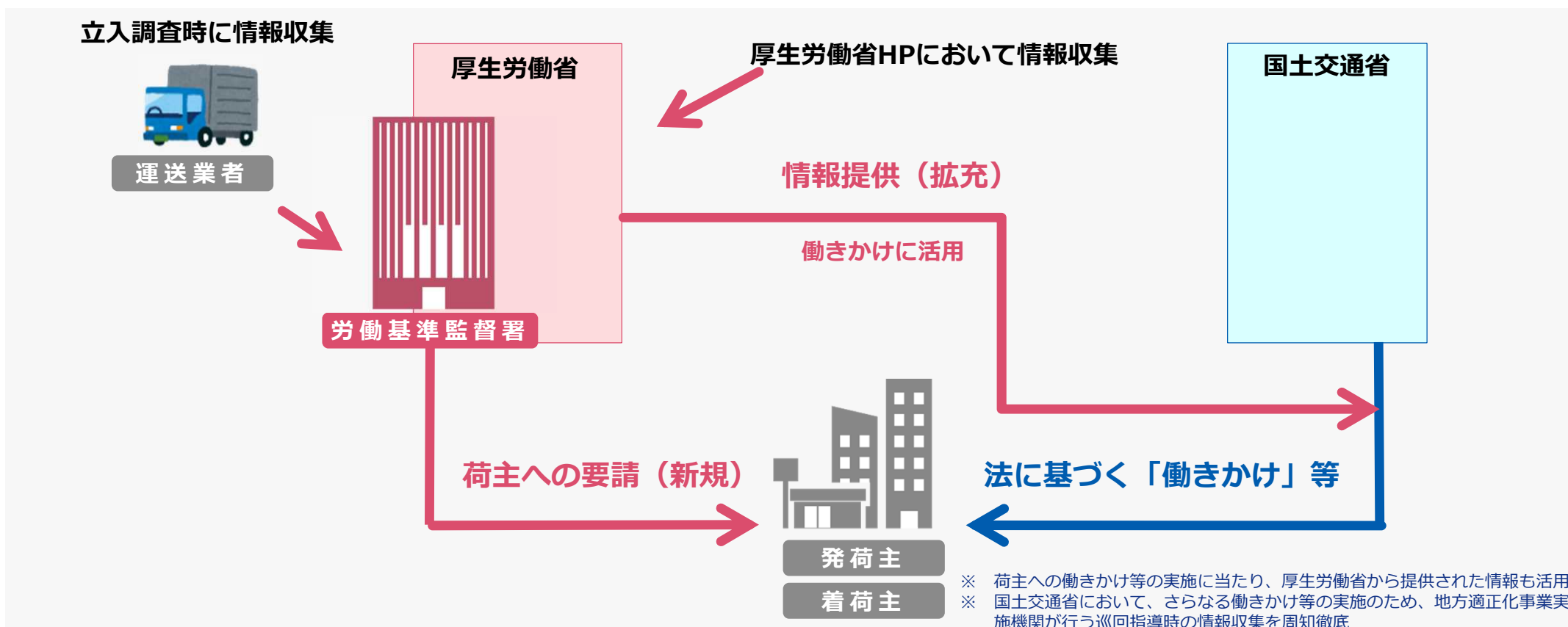
労働基準監督署による荷主への要請について（トラック）

労働基準監督署による要請（令和4年12月23日～）

- ▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**
(要請の内容) 長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。

	令和4年12月～令和7年6月
実施件数	22,417件

- ▶ 対象企業選定にあたり、**厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**



労働基準監督署による荷主への要請（トラック）

- 賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- 令和6年3月22日に改正された「標準的運賃」及び「標準運送約款」が告示され、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化された。
- 令和6年5月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されることを周知している。

発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット 「STOP！ 長時間の荷待ち」

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP! 長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

発着荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- 予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- パレット等の活用(発着荷主共通)
- 納品リードタイムの確保(着荷主)
- 運送を考慮した出荷時刻の設定(発着荷主) など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン(2023年6月)」

運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット「荷役作業での労働災害を防止しよう」 「路上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間を定めた

令和5年10月～ 「標準的運賃」についても周知

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。荷主、元請運送事業者の皆さまも、「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省 「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」

「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発着荷主・着荷主)と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送管理体制の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省 「改正物流法」について

お問い合わせ

令和6年9月～ 「改正物流法」についても周知

通正化指導

岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

(2024.9)

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトによる周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト内に設けた「物流情報局」において、「標準運賃」や「荷待ち・荷役時間削減に向けた対応」等周知している。



「物流情報局」の掲載内容

荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックGメン など

関係法令のポイント

- 物流改正法、関係省令 など

トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター など



▲ポータルサイト



▲物流情報局
(荷主向け)

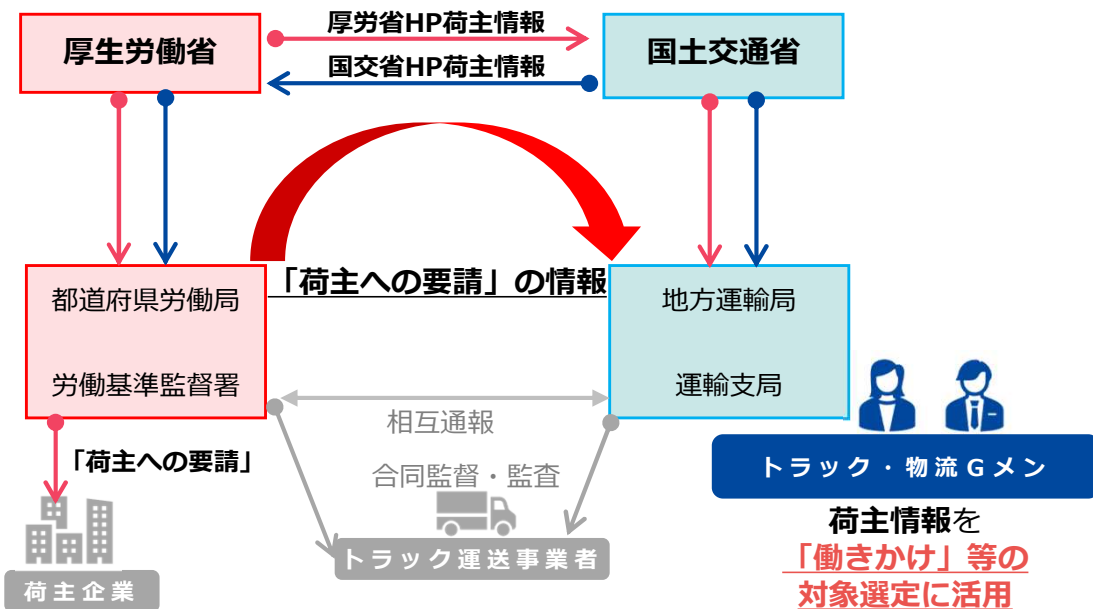


▲物流情報局
(事業者向け)

「トラック・物流Gメン」（国土交通省）との連携

① 荷主情報提供の運用

- 国土交通省へ荷主情報提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



③ 「標準的な運賃」の周知

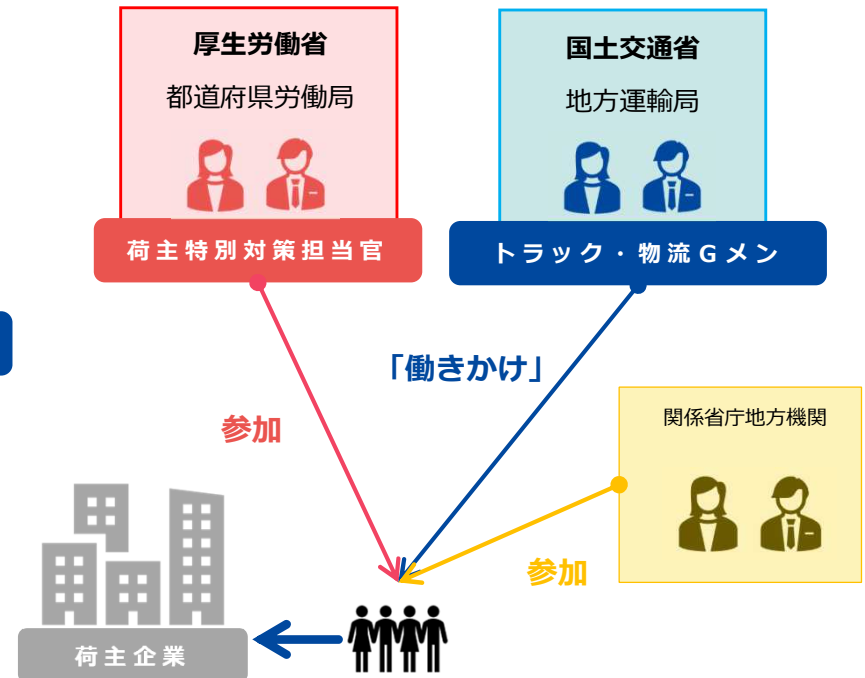
労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

② トラック法に基づく「働きかけ」の連携

荷主企業に対し、

- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



国民向け周知広報について（令和5年6月28日～）

- 働き方改革関連法に基づき、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている自動車運転者、建設の事業等についても、令和6年4月1日から上限規制が適用された。
- 上限規制の円滑な適用に向けては、国民の理解や社会的な機運の醸成も不可欠であるため、自動車運転の業務、建設の事業に関して、令和5年6月以降、国民向けの広報を実施。
- 令和7年度は、特に取引関係者に対して、取引慣行の改善に向けた対応を促す周知広報を順次実施。

【イメージキャラクター】玉木宏さん（俳優）



取引企業・国民向け広報内容

（PRイベントの開催、動画、ポスターの作成など）

- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
- 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。
（例：適切な工期設定、荷待ち・荷役時間の短縮など）



PRイベント（令和7年8月4日開催）

主な広報実施事項

- ・ 全国主要駅にポスターを掲載
- ・ 電車内ビジョンで広告を放映
- ・ 取引関係者による取組事例集の作成
※令和7年9月末まで事例を募集し、事例集の公表は令和8年2月末頃を予定



栃木労働局における取組状況

令和4年12月 荷主特別対策チームを発足

荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成。

県内主要経済四団体へ栃木運輸支局・栃木県トラック協会と連名で要請

令和5年3月、栃木県栃木県経営者協会、栃木県商工会議所連合会、栃木県中小企業団体中央会、栃木県商工会連合会に要請書を提出。(p.14右)

労働基準監督署による荷主要請

令和5年度**265件**、令和6年度**158件**、令和7年度(12月時点)**120件**に要請。

労働局労働時間適正化指導員による荷主指導

令和5年度**13件**、令和6年度**16件**、令和7年度(12月時点)**4件**に実施。併せて取組事例等も収集。(p.15)

労働局長による荷主企業訪問

令和5年11月 トヨタウッドユーホーム株式会社 × 株式会社ウナン
令和6年11月 コマツ物流株式会社 × 芳賀通運株式会社(p.16)

労働基準監督署による労働時間等説明会

トラック運送事業者に対し、時間外労働上限規制、改正改善基準告示、助成金等について説明。

令和5年度
令和6年度

24回実施
14回実施

参加554社
参加193社

自動車運転者の長時間労働の改善へ協力を求め要請を実施しました

～ 県内主要経済四団体へ運輸支局・トラック協会と連名で要請書を提出 ～



栃木県経営者協会

トラック運送業界は、国民生活や経済を守るためのライフラインとして国内物流の中心的な役割を果たしていますが、長時間労働をはじめとする労働条件・待遇面に起因するトラック運転者不足、燃料価格高騰によるコスト増など業界全体を取り巻く問題に直面しています。

令和6年4月から長時間労働の実態が多いトラック運転者への時間外労働の上限規制及び拘束時間等を定めた改正改善基準告示が適用されます。これを機にトラック運転者の労働時間の見直し

が求められますが、長時間労働の要因の中には、長時間の恒常的な荷待ちなど取引慣行など個々の事業者の努力だけでは見直すことが困難なものがあります。トラック運転者の負担を軽減し健康に働けるよう、長時間の荷待ちの改善などについて、荷主の協力を令和5年3月23日に栃木県経営者協会、栃木県商工会議所連合会、栃木県中小企業団体中央会に、同年3月28日に栃木県商工会連合会に対し実施しました。



栃木県商工会議所連合会



栃木県中小企業団体中央会



栃木県商工会連合会

関係資料はこちら

https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku.html



栃木労働局における取組状況

県内荷主企業における取組事例

	業種	発着元請	取組内容・指導内容等
1	物流・倉庫業	発着荷主	<p>「構内滞留60分以内ルール」の認識を共有したうえで、1週間に1回、進捗状況も含めて「輸送・構内・待機」の3項目別定期ミーティングを各セクション（運転手含む）代表者と実施し、PDCAによる最適化を図った。</p> <p>発着情報を共有したうえで、自セクションが効率的に動き、人・モノの対応に時間的ロスが発生しないようにプロセス管理を確実にしている。</p> <p>支援した人・部署へは相応な対価を会社が支払い、双方の信頼関係を構築。企業内の他流通センターとも定期的にオンラインミーティングを開催し、情報共有している。</p> <p>結果として、構内滞留時間平均2～3時間が60分以内へと減少した。</p>
2	自動車・同付属品製造業	発着荷主	<p>運送関係300社をヒヤリングし、拘束時間や荷待ち時間について、実態把握とシュミレーションを続け問題点を洗い出してきた。各工場建屋ごとに荷受け場があったものを、24時間体制で一括PLCを行える仕組みとし、各建屋を回る必要がなくなり一括搬入が可能となった。また、構内各建屋への運搬は別会社で行うことにより、荷下ろし時間が大幅に削減された。</p> <p>発着荷いずれにおいても1運行拘束時間13時間内となるよう継続した改善を図っている。</p>
3	セメント・同製品製造業	発着荷主	<p>発着荷主としては、計画的生産をラインごと徹底することで、以前あった荷待ちは解消されている。</p> <p>着荷主としては、大型天井クレーンによる作業のため、周辺での別作業が困難であり、待機車両が発生している。まずは構内滞留時間の見える化を進め、そのうえでデータによる「問題の見える化」「運送会社との共有化」「定期的な検討の場」を継続することをアドバイスした。</p>
4	一般貨物自動車運送業・倉庫業	元請	<p>流通センター内のバースの順番待ちが起きないように各運送会社ごとの専用バースを決めている。ドラッグストア商品に関してはばら積みではなく店舗ごとの6輪カートで運送するようにしており、また、荷役はドライバーではなく専門の荷役スタッフが行うことにより時間効率を上げるようにしている。</p>
5	セメント・同製品製造業	発着荷主	<p>様々な要因から荷待ち時間が平均2時間となっていたが、まずは入場管理・トラック入退時予約システム、置き場管理システム等の導入を進めるよう要請した。また、製造効率と梱包効率のアンマッチについても指摘し、改善をアドバイスした。</p>
6	プラスチック製品製造業	発着荷主	<p>コロナ禍影響で人員が縮小したところへ、コロナ明け一気に発注が増加してラインの人員不足となり荷待ちを発生させていた。日々の業務に手一杯で、改善策を先延ばしにしている状態であった。生産計画・輸送計画を具体的時間コストを製品別・路線別に洗い出しを提案したところ、半年の取り組み期間の後、荷待ち時間が30分短縮された。</p>

栃木労働局における取組状況

令和6年度過重労働解消キャンペーン トラックドライバーの長時間荷待ち等の改善に取り組む企業訪問

厚生労働省
栃木労働局



トラックドライバーの長時間荷待ち等の改善に向けて、荷主企業、運送事業者の代表者の方と意見交換を実施しました。



栃木労働局
局長 川口 秀人



コマツ物流株式会社
代表取締役社長
西川 知良 様



栃木運輸支局
支局長 吉池 明人



芳賀通運株式会社
代表取締役社長
塚本 貴士 様

オブザーバー：
一般社団法人栃木県トラック協会

1 ドライバーの労働時間短縮策

- ◆ オンラインによるパース予約システムを導入し、入荷車両を分散してドライバーの構内滞在時間削減！【コマツ物流のセンターで導入・運用中】



- ◆ ドライバーの構内滞在時間をリアルタイムで把握し、滞在時間が2時間超となりそうな時には、荷主企業のサポート員がドライバーの作業を補助！
- ◆ 構内滞在時間を削減するため、構内運搬や荷造り作業を荷主企業が実施！
- ◆ 長時間労働を削減するため、モーダルシフト(鉄道・内航船)を関係企業と連携し拡大！

2 ドライバーの勤務環境改善策

- ◆ 工場内にトラックドライバー専用の休憩・休息所を設置し、隣接する厚生棟での食堂利用やコンビニ利用も可能に！



休憩所に隣接する厚生棟(食堂)
※ドライバー食堂利用可

栃木労働局や栃木運輸支局では、連携しながら荷主・元請事業者に対して働きかけを行っています！

また、ドライバーの労働時間短縮や勤務環境の改善に向けて、荷主企業、運送事業者が連携して取り組んでいる事例も増えています。

他の改善事例等は右記QRコードより「はたらきかたスヌメ」をCheck!



参考情報

栃木県の産業別労働時間

